

## 議長ノート第4部、附則C「登録簿」案文

### 豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、 ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

1. 各締約国は、割当量を正確に計算するためにコンピューター・データベースの形態で国内登録簿を作成及び維持し、当該締約国の割当量の変動を追跡する<sup>1)</sup>。
2. 各締約国は、当該締約国に代わって当該締約国の国内登録簿を維持し、必要な職務を遂行する（登録簿の「管理者」）、（政府または民間の）組織を指定する。
3. 国内登録簿には、本附則の附属書Yに述べる公開可能な最低限の関連データ要素を含めるものとする。
4. 国内登録簿は、取引を即時に行うことができると同時に、割当量の各単位がある一つの締約国の国内登録簿に、そしてあるひとつの口座のみに保有されるような仕組みとされる。コンピューター・データベースの登録簿の形式は、本附則の附属書W<sup>2)</sup>に含まれる指針に従い、国内登録簿の中において割当量単位（AAUs）、排出削減単位（ERUs）、認証された排出の削減量（CERs）の所有に対応するものとする。
5. 第3条3項、4項、7項により、締約国の割当量が本附則の附属書X<sup>3)</sup>に述べる指針に従って締約国の国内登録簿に発行される時に、割当量単位にシリアル番号が付けられる。そのように発行される割当量の各単位は、二酸化炭素換算で1メートルトンによって表され、“AAU”（割当量単位）とされる。シリアル番号は、AAUが発行された約束期間を明示し、AAUを発行した締約国を明らかにし、またそれぞれのAAUが特有のものであることを確保する。

---

1) 締約国は第4条に関連する登録簿の問題にどのように対処するか検討しなければならない。

2) 将来作成する。

3) 将来作成する。

6．附属書 B 国が、当該締約国の国内登録簿にある割当量を国内の法的組織が所有することを認める場合、これらの単位の所有者は国内登録簿の中でそれぞれ別の口座を持つことが求められる。

7．附属書 B 国がその国内の法的組織に対して第17条の規定に基づく排出量取引に携わることを認めた場合、及びそれぞれの国の選択により締約国が法的組織に対して割当量単位の移転または取得を承認した場合には、割当量単位の保有をある国内登録簿から別の国内登録簿へ移転することができる。

8．国内登録簿間の単位のいかなる移転も、現在の保有者が管理者に対して単位を別の登録簿にある別の口座へ移転することを指示することから始まる。

9．異なる口座間の単位のいかなる移転も、適当な口座における保有の変化によって帰結する〔一方の口座では借方（ - ） 他方の口座では貸方（ + ）〕。これは特定のシリアル番号が付された単位をある一つの口座から別の口座へ移動させることによって行われる。

10．各附属書 B 国の国内登録簿には、第 3 条 1 項の義務の遵守を立証する目的で締約国により使用された割当量単位を特定するために、各約束期間について設けられた「償却」口座が含まれる。一旦、割当量単位を当該締約国の償却口座へ移動したら、当該単位の保有者にはそれ以降は何の変化も起きないものとする。

## 附属書 Y : 締約国国内登録簿の公開可能な情報

### ・ 締約国の国内登録簿における最低限のデータ要素

別途注釈がある場合を除き、締約国の国内登録簿には次のデータ要素を記憶させるものとする。

#### A. 口座に関する情報

各締約国の登録簿には少なくとも、当該締約国のシリアル番号付き割当量を含む口座、及び当該締約国による第3条1項の約束の履行を立証するために償却された割当量を保管する各約束期間における償却口座を含めるものとする。更に、附属書B 締約国が国内登録簿の中で法的組織に対して割当量を所有することを認める場合、それぞれの割当量保有者に対して国内登録簿の中に口座を設けて割当量を表さなければならない<sup>4)</sup>。

##### 1. 登録簿の各口座の名称：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座名。

##### 2. 各口座の番号：

各口座とその口座が含まれている国内登録簿を明確にするために、特有の番号を付ける。口座番号は世界のすべての国について国際標準化機構（ISO）が定義し維持している2字コード（ISO 3166）を使用する。口座番号は、その口座が含まれる登録簿の国別コードではじまり、そのあとにISOコードと組み合わせれば特有のものとなる数字がつづく（例えば、口座番号US-1009）。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座番号。

##### 3. 各口座の種類：

これは口座の種類（例えば、償却口座）を識別する。償却口座の場合、この口座に含まれる単位がつかわれる遵守期間についても明記される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座の種類、遵守期間。

---

<sup>4)</sup> 単位の所有、譲渡及び/または取得の権能を法人へ分配するのは、各参加締約国の自由裁量である。但し、京都議定書における約束に対する責任は常に議定書締約者である政府にある。

#### 4．各口座の代表者：

これは、政府を代表する個人、あるいは場合によっては当該口座を保有する法的組織を識別する。代表者の氏名が識別される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者名。

#### 5．各口座代表者の識別番号：

口座の各代表者とその代表者がどの国内登録簿に口座を所有しているを明確にするために、特有の番号が付与される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者識別番号。

#### 6．口座代表者への問い合わせ先：

これには口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び/またはEメール・アドレスが含まれる。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する。：代表者住所、電話、ファックス、Eメール。』

### B. 割当量情報

これには、シリアル番号付きの単位で表された各口座に保有されている割当量全てが含まれる。各シリアル番号は特有なもので、その単位が発行された約定期間及び発生国を明確にし（例えば、1-US-765034）該当する場合は事業識別記号も付加する。シリアル番号は最初と最後の番号で表示することにより、ブロックで保有することができる（例えば、1-NZ-000245-000978）。データベース書式でのデータ管理を容易にするには、これらの情報の保存をシリアル番号が付された単位を異なる分野毎に構成させることが役立つ（即ち、約定期間別、発生国別、最初のシリアル番号別、最後のシリアル番号別、事業識別記号別）

#### 7．割当量の各ブロックに関連する約定期間：

約定期間コードは、シリアル番号の単位またはブロックが発行された約定期間を識別する番号とする（例えば、第一約定期間の2008～2012年は“1”と表示する）を示す番号とする。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：関連約定期間。

#### 8．発生国：

附属書B締約国が発行する単位（第3条7項、3項、4項によるもの、また第6条に基づき後に移転されるものも含む）に対しては、発生国はそれを発行した

附属書 B 締約国となる。CDMに基づき発生した単位の場合、発生国は当該プロジェクトの受入国となる。発生国コードは2文字とし、ISOが定義し維持している2字コード（ISO 3166）を使用するものとする。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：発生国。

9．割当量ブロックに対する最初のシリアル番号と最後のシリアル番号：

単一の単位の場合、最初と最後のシリアル番号は同じものとなる。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：最初のシリアル番号と最後のシリアル番号。

10．必要に応じて、単位が最初に譲渡 / 発行された事業を識別するコード：

それぞれのERUとCERは関連する事業識別記号を持つ。同一事業からであっても、一定期間後に譲渡される単位には、異なる事業識別記号を付するものとする。この事業識別記号コードは発生国の記号を合わせて特有な番号とする。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する。：事業識別記号。

### **C. 取引情報**

取引には次の行為を含む：第3条3項、4項、7項に基づく割当量の発行、第12条に基づくCERsの形による割当量の発行、及び同一登録簿内または異なる登録簿間の一つの口座から別の口座への割当量の移動（JI事業の結果としての移転、及び第3条1項の約束への締約国の遵守を立証するための単位の償却口座への移動を含む）。

11．特有の取引番号：

締約国の登録簿における各取引には、特有の取引番号を付与する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引番号。

12．取引の種類の識別コード：

各取引は種類別に分けられる。例えば、“IA”というコードは当初の割当量の発行を意味し、“IS”というコードは第3条3項、4項による活動に基づく割当量の発行を意味し、“TR”というコードは口座間及び / または登録簿間の単位の移転を意味し、“RT”というコードは償却口座への移転を意味する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の種類。

13．取引の日付：

各取引の日付を記憶させる。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の日付。

14．取引に使われる口座：

各取引において譲渡者と被譲渡者の口座番号を記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：譲渡者の口座番号と被譲渡者の口座番号。

15．取引の現状：

各取引に関して、当該取引が保留中か、或いは受入先登録簿／口座が当該取引を受け入れたか拒否したかどうかを示すコードを記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の現状。

## **．公開可能性**

締約国の国内登録簿は、関心ある者がそこに含まれる秘密扱いでない情報を検索し閲覧できるように、公開され入手可能なユーザー・インターフェースを提供する。ここで述べられた最低限の要素を含む登録簿は、関心ある者に対して下記を含む（それだけに限定されない）各種の報告を検索できるようにする。

- 1．第3条7項に従って附属書B締約国がAAUsとして発行する当初の割当量のリスト。
- 2．現在の口座収支と国内登録簿における口座保有者の保有状況。
- 3．国内登録簿の中の使用可能な（即ち、償却してない）AAUs、ERUs、CERsの数量。
- 4．各約束期間における遵守の目的で償却されたAAUs、ERUs、CERsのリスト。
- 5．締約国におけるAAUs、ERUs、CERsの保有量の全ての変動リストとその理由。